

○環境省告示第二十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第二号ホの規定に基づき、し尿処理施設に係る汚泥の再生方法（平成四年七月厚生省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

環境大臣 小沢 鋭仁

第一号中「堆肥とする方法」の下に「又は燃料若しくはその原材料として利用する方法」を加え、第二号中「堆肥とする方法」の下に「又は燃料若しくはその原材料として利用する方法」を加える。
第三号を削る。